

議案第 19 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 4 年 9 月 29 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 改正理由

外国語指導助手の特別休暇についての規定を一部改正する必要があるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成 29 年東広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 4 号から第 7 号までを次のように改める。

- (4) 外国語指導助手が通勤に用いる交通機関の事故等により交通が途絶した場合
当該途絶が解消するまでの期間
- (5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院その他の教育委員会が定める事由（以下この号において「通院等」という。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (6) 女子の外国語指導助手が 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間。ただし、産後 6 週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

第 14 条第 1 項第 9 号中「後 8 週間」を「以後 1 年」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項第 4 号から第 7 号までの改正規定は、公布の日から施行する。

新	旧
－略－ （特別休暇） 第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。 (1)～(8)略 (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から<u>当該出産の日以後1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間 (10)～略	－略－ （特別休暇） 第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。 (1)～(8)略 (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から<u>当該出産の日後8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間 (10)～略